

◎株式会社企業再生支援機構法

(平成二十二年六月二十六日法律第六三号)

一、提案理由(平成二〇年五月二十四日・衆議院内閣委員会)

○大田国務大臣 株式会社地域力再生機構法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

地域経済の立て直しは、我が国経済の重要課題であり、地域経済を支える事業者の事業再生を通じた活性化が急務であります。このため、国、金融機関、地方公共団体等が連携し、期限を切って集中的に取り組む仕組みの整備が必要な状況にあります。

こうした状況を踏まえ、雇用の安定等に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の再建を図り、あわせて地域の信用秩序の基盤強化にも資するため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、地域経済において重要な役割を果たしている事業者の事業再生を支援する株式会社地域力再生機構を設立することを目的として、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

株式会社企業再生支援機構法

第一に、株式会社地域力再生機構の設立等の基本的な事項を定めております。地域力再生機構は、主務大臣の認可により一を限って設立される株式会社とし、預金保険機構が地域力再生機構の発起人となり、常時、発行済み株式の二分の一以上を保有しなければならぬものとします。この法律の主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣として、役員の選任や予算の認可等の必要な監督事務を行います。

第二に、地域力再生機構の組織について定めております。地域力再生機構には、その委員の過半数が社外取締役である地域力再生委員会を置き、事業者の再生支援の決定、債権の買い取り等の決定、債権または株式の処分の決定など、機構の業務運営に関する重要事項の決定を行います。

第三に、地域力再生機構の業務について定めております。地域力再生機構は、地域経済において重要な役割を果たしているから過大な債務を負っている事業者による申し込みを受け、支援基準に従って再生支援するかどうかを決定し、支援決定を行ったときは、関係金融機関等に対し、地域力再生機構に対する債権買い取り等の申し込みまたは事業再生計画への同意の回答をするよう求めます。さらに、回答に基づく債権買い取り、事業者に対する出資、専門家の派遣等、資金、人材両面にわたる支援を行うことにより、その事業の再生を支援します。また、

地域力再生機構は、原則として、成立の日から二年以内に支援決定を行うとともに、支援決定から三年以内に事業者に対する再生支援を完了するよう努めるものとします。

第四に、地域力再生機構の円滑な運営を図るため、その他所要の規定を整備しております。政府が地域力再生機構の資金調達に関する債務保証や、預金保険機構に対する出資を行うことができる旨の規定を設けるほか、債権の買い取り価格の算定のために金融庁または日本銀行に技術的助言等の協力を求めることができること、地域力再生機構は中小企業再生支援協議会等との協力体制の充実を図ること、政策金融機関等について対象事業者に対する債務の免除等に協力するよう努めること、国、地方公共団体、地域力再生機構等が事業の再生を円滑に推進するために相互に連携を図りながら協力するよう努めること等を規定しております。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告（平成二十二年四月二三日）

○渡辺具能君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

ます。

本案は、地域経済において重要な役割を果たしているが、過大な債務を負っている事業者の事業再生を支援することを目的とする株式会社地域力再生機構を設立しようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、機構は、主務大臣の認可により、全国で一つに限り設立されるものとしております。

第二に、機構に地域力再生委員会を置き、機構の業務運営に関する重要事項の決定を行うものとしております。

第三に、機構は、対象事業者に対して金融機関等有する債権の買い取り等の業務を営むことにより、その事業の再生を支援するものとしております。

第四に、機構は、原則として、成立の日から二年以内に支援決定を行うとともに、支援決定から三年以内に、再生支援を完了するよう努めなければならないものとしております。

本案は、第百六十九回国会に提出され、昨年五月十二日に本委員会に付託されました。

本委員会においては、同月十四日に提案理由の説明を聴取し、同月十六日から質疑に入り、参考人から意見を聴取する等審査を行いました。以後、今国会まで継続審査に付されてい

今国会におきましては、四月二十二日、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案により、機構の名称を株式会社企業再生支援機構に改めるとともに、本案の題名を株式会社企業再生支援機構法に改めること、機構の支援対象を中堅事業者、中小企業者その他の事業者とし、いわゆる第三セクターを支援対象から除くことを主な内容とする修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、原案及び修正案を一括して質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二二年四月二三日)

○加藤(勝)委員 たいいま議題となりました株式会社地域力再生機構法案に対する修正案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三派の提出者を代表いたしました、その提案の理由及び概要について御説明申し上げます。

本修正案は、さきの通常国会における議論を踏まえ、また、

株式会社企業再生支援機構法

地域力再生機構法案が提出された後の経済情勢の急激な変動に対応するため、一刻も早い地域における経済対策が必要な状況にかんがみ、有用な経営資源を有するが過大な債務を負っている事業者の再生を支援するものと改めることとし、先般来、与野党において協議を行い、取りまとめたものであります。

その主な内容は、第一に、機構の名称を株式会社企業再生支援機構に改めるとともに、この法律の題名を株式会社企業再生支援機構法に改めることとしております。

第二に、機構による再生支援の対象となる事業者の要件を「有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている」に改めるとともに、中堅事業者及び中小企業者を例示することとしております。

第三に、機構による再生支援の対象となる事業者から、いわゆる第三セクター、すなわち「国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人」等を除外することとしております。

第四に、再生支援及び債権買い取り等の決定に当たって機構が従うべき基準の策定に係る規定等における主務大臣として、厚生労働大臣を追加することとしております。

第五に、中小企業者向けの再生支援について、産業活力再生特別措置法との関係の規定を追加することとしております。

第六に、この法律の施行期日を公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日に改めることとしております。

以上が、本案の提案の理由及びその概要であります。
何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○附帯決議（平成二二年四月二日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 事業の再生は、市場における自主的な取組の尊重を原則とすべきものであることにかんがみ、株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）が事業の再生支援の決定を行うに当たっては、安易に企業の延命を図ることのないよう、公正かつ中立的な観点から判断を行うものとする。

二 機構は、事業再生計画の策定及び実施についての労働者の理解及び協力の有無等、事業者と労働者との協議の状況について、十分な確認を行うものとする。また、再生支援の実施に当たっては、現下の雇用情勢にかんがみ、雇用の安定に十分配慮するものとする。

三 中小企業の健全な経営が我が国産業の発展の重要な基礎であることにかんがみ、機構は、各都道府県の中小企業再生支

援協議会との緊密な連携を図るとともに、機構が中小企業の再生支援を行う場合には、その協力関係の下で、積極的な支援に努めるものとする。

四 機構は、中小企業者等の事業の実態等を勘案して支援基準の運用を行うものとする等、機構による再生支援を中小企業者等が十分活用し得るよう努めるものとする。

五 機構による事業者の再生支援に当たっては、支援基準に基づき厳正に判断する等により事業者のモラルハザードを招かないよう努めるとともに、機構の損失拡大により国民負担が生じることがないよう、適正に事業を実施するものとする。

六 政府は、現下の地域経済情勢が特に緊急な対処を不可欠とする状況にあることを踏まえ、可能な限り早急な機構の設立及び再生支援業務の開始が実現するよう努めるものとする。

七 政府は、現下の地域経済情勢にかんがみ、再生支援のための事業規模の拡充が必要かつ適当である場合には、政府による追加出資、政府保証枠の拡充等に機動的に努めるものとする。

八 本法律案の施行期日について、公布の日から四月を超えない範囲内において施行すると定めているが、諸般の経済状況

を考慮し、公布後、三箇月程度を目標に施行すること。

三、参議院経済産業委員長報告(平成二十一年六月一九日)

○櫻井充君　ただいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、雇用の安定等に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の再建を図り、あわせて、これにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中堅事業者、中小企業者その他の事業者に対し、当該事業者に対して金融機関等有する債権の買取りその他の業務を通じてその事業の再生を支援することを目的とする株式会社企業再生支援機構を設立しようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、この支援対象の中に第三セクターが含まれていることに対して問題があるのではないかという点と、第三セクターを外す、それから、急激な経済の悪化によって一日も早い再生が必要ではないか、そういう観点から修正が行われ、また、これに伴って政府原案の株式会社地域力再生機構の名称を株式会社企業再生支援機構に改めることとしたしました。

株式会社企業再生支援機構法

この経過を通じて、これ、本来は内閣府から提案されたもの、提出されたものであり、衆議院では内閣委員会で審議されましたが、このような経緯を踏まえて経済産業委員会で質疑が行われました。

委員会においては、中小企業を取り巻く厳しい現状に対する認識と今後の中小企業の政策の在り方、機構における公正・中立性の確保と機構に対する政府出資の追加等、それから、ここの中で外された第三セクターに対してどのような形で再生を行っていくか等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知おさく下さい。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十一年六月一八日)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 事業の再生においては、市場における企業の自主的な取組を尊重すべきであることにかんがみ、株式会社企業再生支援機構(以下「機構」という。)が事業の再生支援の決定を行

うに当たっては、安易な企業の延命とならないよう、具体的な支援基準を定めるとともに、事業者のモラルハザードを招かないよう、その厳正な運用に努めること。

また、機構の損失拡大により国民負担が生じることがないよう、機構の業務実績に応じて、随時必要な業務の改善等につき適宜指導すること。

二 機構は、事業再生計画の策定及び実施に当たって、労使協議により労働者の理解及び協力を得ることができているか等について慎重な確認を行うとともに、現下の厳しい雇用情勢にかんがみ、雇用の安定に十分配慮すること。

三 中小企業の健全な経営が我が国産業の発展の重要な基礎であることにかんがみ、機構は、各都道府県の中小企業再生支援協議会との緊密な連携を図りつつ、中小企業の積極的な再生支援に努めること。

また、中小企業者等の事業再生支援を行うに当たっては、業態の特性や事業の実態等を勘案して支援基準を運用するなど、機構による再生支援を中小企業者等が十分活用し得るよう努めること。

四 現下の経済情勢にかんがみ、機構の再生支援業務を円滑かつ適正に執行するため、今後も政府による必要かつ十分な追加投資、政府保証枠の拡充等を行う等、機構に対して万全の

予算措置を講ずること。

五 現下の経済情勢が特に緊急な対処を不可欠とする状況にあることを踏まえ、公布後三か月程度を目標に本法律案を施行し、機構の設立及び再生支援業務を可能な限り速やかに開始できるよう準備を進めること。

右決議する。